

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年1月24日受付分)

NPO 法人
UTSAVMANCH

縦覧期間

令和7年1月24日（金）から
令和7年2月7日（金）まで

NPO法人UTSAVMANCH定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人UTSAVMANCHという。また、日本語表記はウッタサヴマンチといふ。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、インド人、外国人と日本人の交流を促進し、異文化理解を深め、友好関係を築くとともに国内外における被災者支援をすることにより、お互い助け合い、より良い未来を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) インド、外国人と日本の社会的、文化的交流を目的とした事業
- (2) インド、外国人と日本の歴史、文化、芸術又はスポーツ等を促進するイベント又は教室を開催する事業
- (3) 国内外で被災した人の被災者支援事業
- (4) 日本で在留するインド人、外国人の包括的な支援事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号に基づき監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるものほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第49条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から21日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものと除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雜則

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	RAJPUROHIT VIKRAM SINGH
副理事長	SINGH VED PRAKASH
理 事	VERMA RAJIV KUMAR
理 事	添田 真司
監 事	KUMAR ABHIJEET

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 個人 団体
① 入会金 30,000円 30,000円
② 年会費 0円 0円

役員名簿

NPO法人UTSAVMANCH

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ラージプロヒト ビクラム シン RAJPUROHIT VIKRAM SINGH	[REDACTED]	無
	スイング ヴェーダ ブラカーシュ SINGH VED PRAKASH	[REDACTED]	無
理事	ヴェルマ ラジブ クマール VERMA RAJIV KUMAR	[REDACTED]	無
	ソエダ シンジ 添田 真司	[REDACTED]	無
監事	クマール アビジェート KUMAR ABHIJEET	[REDACTED]	無
		[REDACTED]	
		[REDACTED]	
		[REDACTED]	

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、グローバル化が加速する中で、日本社会においても、多様な文化が共存するようになります。しかし、一方で、外国人と日本人の間には、文化の違いや言葉の壁、相互理解不足など、様々な課題が存在し、社会全体の共存共栄を阻害する要因となっています。

特に、特定の地域での外国人コミュニティの孤立、外国人労働者の増加に伴うコミュニケーション不足、災害発生時の外国人への支援不足などにおいては、これらの課題が顕著に現れており、深刻な問題となっています。

また、近年頻発する自然災害は、国内だけでなく、海外においても多くの被害をもたらしています。災害発生時には、迅速な支援体制の構築や、被災者への適切な支援が求められますが、現行の支援体制では、特に外国人に対しては、言葉の壁や文化の違い、情報伝達の難しさなど、様々な困難が存在します。

これらの社会課題を解決し、より平和で豊かな社会の実現を目指していくために、私たちは特定非営利活動法人を立ち上げることを決意しました。

私たちは、「UTSAVMANCH」という任意団体を設立し、インド人、外国人と日本人の交流会を令和6年9月1日に開催しました。交流会では、280名ほどのインド人、外国人、日本人が参加しました。

今後は、これまでの活動経験を活かし、より効果的かつ持続可能な活動を目指していきます。具体的には、活動範囲の拡大、活動内容の充実、専門性の強化などに取り組んでいく予定です。

任意団体として活動してきた中で、任意団体は、寄付や会員からの会費に頼らざるを得ず、活動規模の拡大や安定的な活動運営が難しく、また、法人格を持たないため、社会からの信頼性や透明性に欠ける。そして、会員や代表者の交代などにより、活動が途絶えてしまう可能性があります。そのため、これらの問題点を克服し、より安定した活動基盤を構築するため、特定非営利活動法人化を検討するに至りました。私たちの団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点からも、この法人格を取得するのが最適であると考えました。

そして、法人化することで、多くの資金調達手段が利用可能となり、安定的な活動運営が可能となります。また、法人としての社会的信頼性が高まり、活動の透明性も向上する。そして、法人格を持つことで、組織としての安定性が向上し、活動の継続性を確保できる。

これらのメリットを通して、私たちは、より効果的な国際交流活動と災害救援活動を展開し、社会に貢献できるものと考えています。具体的には、活動範囲の拡大、活動内容の充実、専門人材の採用などを計画しており、地域社会の活性化と国際的な友好関係の構築に貢献していきます。

2 申請に至るまでの経過

令和6年8月1日 任意団体として「UTSAVMANCH」を発足

令和6年9月1日 インド人、スリランカ人と日本人との交流会「クリシュナ」開催

令和6年10月16日 インド人、スリランカ人と日本人の交流会「光の祭典」開催

令和6年11月15日 会員間で法人化の意思確認

令和6年11月30日 設立総会開催

2024年11月30日

NPO法人UTSAVMANCH
設立代表者

氏名 RAJPUROHIT VIKRAM SINGH

設立当初の事業年度の事業計画書

法人設立の日から令和7年12月31日

NPO法人UTSAVMANCH

1. 基本方針

インド人、外国人と日本人間の相互理解と親睦を深め、国内外における被災者支援活動への協力を促進することを基本方針とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1) インド、外国人と日本の社会的、文化的交流を目的とした事業	インド、日本やその他の国のお祭りの開催や舞踊、音楽などを披露し、食事などしながら文化、国際交流する。	年6回	尼崎市コミュニティーセンター	全国民 400名/回	6,000
(2) インド、外国人と日本の歴史、文化、芸術又はスポーツ等を促進するイベント又は教室を開催する事業	インド、日本やその他の国のお祭りを開催し、その地域の歴史、文化、芸術を学びつつ観光を振興する。	年2回	尼崎市コミュニティーセンター	全国民 400名/回	2,000
(3) 国内外で被災した人の被災者支援事業	国内外問わず、被災者支援及び被災地支援をする。特に情報弱者(言葉の壁)である外国人に正確な情報提供ができる支援をする。	年1回	尼崎市コミュニティーセンター	兵庫県民 10名/回	0
(4) 日本で在留するインド人、外国人の包括的な支援事業	日本語やヒンズー語など多言語を学べる教室を開催する。	年1回	尼崎市コミュニティーセンター	兵庫県民 10名/回	0
(5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条1号～第4号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 2月

②理事会 年6回

(2) 事務局体制 事務局長：添田 真司

翌事業年度の事業計画書

令和8年1月1日から令和8年12月31日

NPO法人UTSAVMANCH

1. 基本方針

インド人、外国人と日本人間の相互理解と親睦を深め、国内外における被災者支援活動への協力を促進することを基本方針とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込(千円)
(1) インド、外国人と日本の社会的、文化的交流を目的とした事業	インド、日本やその他の国のお祭りの開催や舞踊、音楽などを披露し、食事などしながら文化、国際交流する。	年6回	尼崎市コミュニティーセンター	全国民 500名/回	8,700
(2) インド、外国人と日本の歴史、文化、芸術又はスポーツ等を促進するイベント又は教室を開催する事業	インド、日本やその他の国のお祭りを開催し、その地域の歴史、文化、芸術を学びつつ観光を振興する。	年2回	尼崎市コミュニティーセンター	全国民 500名/回	2,900
(3) 国内外で被災した人の被災者支援事業	国内外問わず、被災者支援及び被災地支援をする。特に情報弱者（言葉の壁）である外国人に正確な情報提供ができる支援をする。	年1回	尼崎市コミュニティーセンター	兵庫県民 10名/回	0
(4) 日本で在留するインド人、外国人の包括的な支援事業	日本語やヒンズー語など多言語を学べる教室を開催する。	年1回	尼崎市コミュニティーセンター	兵庫県民 10名/回	0
(5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条1号～第4号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 2月

②理事会 年6回

(2) 事務局体制 事務局長：添田 真司

設立年度活動予算書

成立の日から令和7年 12月31日まで

(単位:円)

科 目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	300,000
.....受取会費	300,000
2. 受取寄付金	
受取寄付金	*****
.....	***
.....	***
3. 受取助成金等	
受取地方公共団体助成金	*****
受取民間助成金	*****
.....	***
4. 事業収益	
インド、外国人と日本の社会的、文化的交流を目的とした事業	6,000,000
インド、外国人と日本の歴史、文化、芸術又はスポーツ等を促進するイベント又は教室を開催する事業	2,000,000
国内外で被災した人の被災者支援事業	0
日本で在留するインド人、外国人の包括的な支援事業	0
その他当法人の目的を達成するために必要な事業	0
5. その他収益	
受取利息	***
雑収益	*****
.....	***
経常収益計	8,300,000
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給与手当	****
法定福利費	****
.....	****
人件費計	0
(2) その他経費	
講師謝金	1,600,000
消耗品費	3,360,000
印刷費	560,000
通信費	*****
保険料	***
会場費	800,000
会議費	800,000
.....	****
その他経費計	7,120,000
事業費計	7,120,000
2. 管理費	
(1) 人件費	
給与手当	****
法定福利費	****
.....	****
人件費計	0
(2) その他経費	
消耗品費	*****
印刷費	*****
通信費	*****
旅費交通費	*****
光熱水費	*****
保険料	***
会議費	***
租税公課	***
顧問料	***
その他経費計	200,000
管理費計	200,000
経常費用計	7,320,000
当期正味財産増減額	980,000
設立時正味財産額	*****
次期繰越正味財産額	980,000

翌事業年度活動予算書

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで

(単位:円)

科 目	金額
I 経常収益	
1. 受取会費 正会員受取会費 受取会費	300,000 300,000
2. 受取寄付金 受取寄付金	***** **** ****
3. 受取助成金等 受取地方公共団体助成金 受取民間助成金	***** ***** ****
4. 事業収益 インド、外国人と日本の社会的、文化的交流を目的とした事業 インド、外国人と日本の歴史、文化、芸術又はスポーツ等を促進するイベント又は教室を開催する事業 国内外で被災した人の被災者支援事業 日本で在留するインド人、外国人の包括的な支援事業 その他当法人の目的を達成するために必要な事業	8,700,000 2,900,000 0 0 0
5. その他収益 受取利息 雑収益	*** ***** ****
経常収益計	11,900,000
II 経常費用	
1. 事業費 (1) 人件費 給与手当 法定福利費	**** **** **** 0
人件費計	
(2) その他経費 講師謝金 消耗品費 印刷費 通信費 保険料 会場費 会議費	1,600,000 4,200,000 560,000 ***** **** 800,000 1,120,000 ****
その他経費計	8,280,000
事業費計	8,280,000
2. 管理費 (1) 人件費 給与手当 法定福利費	**** **** **** 0
人件費計	
(2) その他経費 消耗品費 印刷費 通信費 旅費交通費 光熱水費 保険料 会議費 租税公課 顧問料 その他経費計	***** ***** ***** ***** ***** **** **** **** 200,000 200,000
管理費計	200,000
経常費用計	8,480,000
当期正味財産増減額	3,420,000
前期繰越正味財産額	980,000
次期繰越正味財産額	4,400,000